

一般財団法人大船渡市体育協会 岩手県民体育大会選手派遣助成金交付規程

(目的)

第1条 一般財団法人大船渡市体育協会加盟団体が岩手県民体育大会に大船渡市代表として選手及び役員等を派遣する場合にその費用を助成し、本市代表選手の大会参加を促進する。

(助成金)

第2条 助成金は、次に掲げる額を上限とし、予算の範囲内で交付する。

(1) 交通費 1人につき、競技会場までの往復距離1km当たり25円とする。ただし、気仙管内を会場とする競技は対象外とする。

大学生について

1) 県内大学・・・学校から競技会場までの往復距離で支給。

2) 県外大学・・・学校最寄り駅から競技会場最寄り駅までの鉄道又はバス等の公共交通機関料金で支給。

(2) 宿泊費 大船渡市体育センターから競技会場まで往復180km以上で、試合に勝ち進み翌日も試合がある者。また、盛岡以北の会場で著しく試合終了時間(20時頃)が遅くなった場合、1人一泊につき4,200円を支給し、2泊(冬季スキー競技は3泊)を限度とする。ただし、監督及び役員は、大会期間中を対象とする。

なお、競技会場までの距離が往復300km以上(一部の競技を除く)の場合のみ前泊可能。ただし大会当日の試合開始時間等により支給しない場合がある。

(交付申請)

第3条 助成金の交付を受けようとする団体は、岩手県民体育大会選手派遣助成金交付申請書(様式1号)に参加者名簿を添えて申請するものとする。

(精算)

第4条 助成金の交付を受けた者は、大会終了後速やかに大会結果報告書(様式2号)提出し、助成金の精算をしなければならない。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年3月19日から施行し、平成26年6月3日から適用する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。